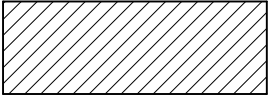
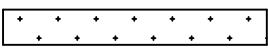
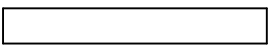
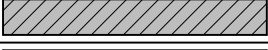
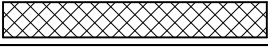


県産「たけのこ」の放射性物質検査結果

令和3年4月9日現在

出荷・販売可能		出荷制限・出荷自粛解除済市町村が発行する証明書により出荷・販売できる市町村（※） （出荷制限・出荷自粛解除済市町村）
		出荷・販売できる市町村（その他の市町村） （市町村が発行する証明書は必要ありません）
		出荷・販売できる市町村（検査対象外市町村） （出荷前検査は必要ありません）
出荷・販売不可		出荷制限・出荷自粛市町村
		出荷前検査が完了 していない市町村
		出荷制限・出荷自粛解除済市町村 その他の市町村
		現時点で出荷希望者のいない市町村



ア 出荷制限・出荷自粛市町村
出荷・販売できません。

イ 出荷制限・出荷自粛解除済市町村

- あらかじめ出荷自粛をお願いしています。
- ・（※）出荷前検査
 - ①過去の検査で50Bq/kgを超えたことのない竹林市町村ごとに3検体の出荷前検査を行い、安全性が確認された後、市町村から証明書が発行されます。
 - ②過去の検査で50Bq/kgを超えたことのある竹林及び過去に検査を行っていない竹林市町村ごとに3検体の出荷前検査に加えて、竹林ごとに市町村検査又は県検査により、安全性が確認された後、市町村から証明書が発行されます。
 - ・定期的検査

市町村ごとに出荷期間内の1週間に1回を基準として定期的検査を行います。
（出荷期間中でも、出荷を休止している場合を除く）

ウ その他の市町村

- ・出荷前検査

販売目的でのたけのこの生産がある全ての市町村にはあらかじめ出荷自粛をお願いしております。

たけのこの検査を実施し、市町村ごとに次に定める検体数の検査結果がすべて基準値以下であることが確認されてから、出荷・販売されます。

 - ①平成31年4月1日以降の検査で50Bq/kgを超過した市町村（該当なし）：3検体
 - ②①以外の市町村（出荷制限・出荷自粛中及び解除済の市町村を除く）：1検体

エ 検査対象外市町村

出荷・販売できます。
（出荷前検査は必要ありません。）